

## 科学研究費助成事業 研究成果報告書

令和 6 年 6 月 5 日現在

機関番号：34310

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2018～2023

課題番号：18K01399

研究課題名（和文）高度情報化社会における取引の種類、消費者の類型に応じた消費者法制についての研究

研究課題名（英文）Research on consumer legislation according to types of transactions and types of consumers in the information society

研究代表者

川和 功子（KAWAWA, NORIKO）

同志社大学・法学部・教授

研究者番号：70295731

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 3,200,000円

研究成果の概要（和文）：センター長を務める同志社大学デジタル法制研究センター主催、国内外の大学、欧州司法裁判所、日本学術会議等と共催する研究会を計24回開催し、それらの研究会、シンポジウムにおいて、また、比較法学会、消費者法学会、法とコンピュータ学会、内閣府消費者委員会消費者法制度のパラダイムシフトに関する専門調査会等においても比較法的見地から研究報告を行った。デジタル・コンテンツ等の供給契約における契約適合性、デジタル・プラットフォーム事業者の法的責任、デジタル社会における消費者の脆弱性、ダークパターン法制、消費者法制のありかた等について明らかにし、日本法の消費者法制の今後の展望について示唆を行った。

研究成果の学術的意義や社会的意義

デジタル・コンテンツ・デジタルサービスの供給契約におけるデジタル・コンテンツ、デジタル・サービスの契約適合性に関し、先進的な規定を有するEU法、アメリカ法について検討し、日本法への示唆を検討した。デジタルプラットフォームの法的課題について、アメリカ法、EU法の比較を通じて、今度の日本の法制度についての示唆を検討した。デジタル社会における消費者の脆弱性について検討し、特に議論が進んでいるEU法の状況について検討し、今後の日本法における方向性を示した。ダークパターン法制に関するEU法、アメリカ法を中心とした比較法的研究を行い、今後の日本法への示唆を検討した。

研究成果の概要（英文）：As Chief Director, I have organised or co-organised 24 seminars or symposium, and gave presentations for the Doshisha Research Center for Comparative Consumer Law and Policy in the Digital Society, together with domestic and foreign universities, the European Court of Justice, and the Science Council of Japan, I have also made presentations to the Japan Society of Comparative Law, the Japan Association of Consumer Law, the Law and Computers Association of Japan, and the Consumer Commission, Cabinet Office.

Based on the above presentations, I have published articles on comparative law, including the articles clarifying the issues on the requirements for conformity of contracts for the supply of digital content and digital services, liability of online platforms, consumer vulnerability in the digital society, and dark pattern regulation.

研究分野：消費者法

キーワード：消費者法 EU法 アメリカ法 契約法 不法行為法 デジタル社会 ダークパターン 脆弱性

## 1. 研究開始当初の背景

高度情報化が進む現代社会において、商品やサービスの種類、供給の態様、取引条件が多様化、複雑化しているなか、消費者がトラブルに巻き込まれる場合が増加している。例えば、携帯電話や、スマートフォンの利用が増え、インターネットサイトを利用して情報を簡単に入手し、インターネット通販で商品やサービスを購入する機会が増えている。生活が便利になる反面、スマートフォンへ身に覚えのないデジタル・コンテンツの利用料や会費等についての請求メールを受けたり、通信環境に関する機器・サービスも多様化し、契約の複雑化に伴ってトラブルに巻き込まれたりする事例が増加している。

消費者と事業者との間の情報の質及び量並びに交渉力等の格差にかんがみ、消費者の利益の擁護及び増進することを目的とした消費者基本法が推進する「消費者の権利であることが尊重され」、推進されるような消費者政策とはいかなるものなのかについて、1) 消費者の安全が確保され、商品及び役務について消費者の自主的かつ合理的な選択の機会が確保されること、2) 消費者に対し必要な情報及び教育の機会が提供されること、3) 消費者に被害が生じた場合には適切かつ迅速に救済されること、4) 消費者の自立の支援に当たっては、消費者の安全の確保等に関して事業者による適正な事業活動の確保が図られるとともに、消費者の年齢その他の特性に配慮すること、といった重要項目について検討することが、喫緊の課題となっている。

## 2. 研究の目的

高度情報化が進む現代社会において、商品やサービスの種類、供給の態様、取引条件が多様化、複雑化しているなか、消費者はどのように多様化する商品、サービスから取捨選択して取引を行う必要がある。このようにさまざまな取引を行う中で、消費者が悪質商法による被害や商品事故などのトラブルに巻き込まれる場合が増加している。本研究は、情報・交渉力などの格差が存在する当事者間の取引において、取引の客体である、商品、サービスの種類、これらの商品やサービスが供給される際の取引形態、当事者の行為態様、取引にあたって提供される、広告を含む契約前後に渡り提供される情報、契約条項を含む取引条件、消費者、高齢者、幼児等、取引の主体である当事者の類型等を踏まえた消費者法制についての総合的研究を行うことを目標としている。

## 3. 研究の方法

グローバル化、情報化、商品・サービスの多様化、取引形態、取引条件の多様化が促進されるなかで、消費者と事業者の間にある情報、交渉力の格差を背景に、消費者が事業者と締結する契約に係る紛争が多発していることに鑑み、今後消費者法制はどのように構築されていくべきであるのか、消費者法政策の目的にも踏み込んだ上で検討していくことが必要となる。

例えば、有体物である家電製品【財としての製品】の取引および無体物であるデジタル情報【財としての情報】がダウンロードされる取引は、知的財産など、情報がその一部として入り込んでおり、情報による武装がされている。これに加えてこれらの取引の目的物が企画、製造、販売され、流通におかれ、消費者により使用される過程において、【財としての製品】については説明、指示、警告、マニュアル等が、【財としての情報】については説明、指示などに加えてさらに、デバッグ、アップデート、カスタマーサービスなどの【情報のフロー】が一体となって取引されることとなる。(北川善太郎「情報と民事責任の枠組」『情報の瑕疵がもたらす民事上の責任に関する調査研究』(産業研究所、1993年)) サービスも同様に、説明、指示などの情報のフローと共に取引される。さらに、【情報のフロー】については、その情報が伝達された形式、時間、質、伝達方法などにおいても、さまざまな形態がとられていることに留意する必要がある。

取引の主体としては、ただ単に「事業者」「消費者」といった区別だけでなく、さまざまな類型の当事者が存在する。事業者のなかにも、取引的地位においてより優位な大規模な事業者と小規模な事業者がいる。消費者も、通常想定されている「合理的な判断」をする「賢い」消費者だけではなく、例えば、高齢者、若者、幼児、制限行為能力者であるため、多様化、複雑化、高度情報化のメリットを受けにくく、デメリットを特に受けやすく、比較的多くの取引の場面において被害を受けやすい消費者の類型、あるいはこのように一般的なタイプの消費者にあてはまらないものの、特定の取引において被害を受けやすい消費者の類型も存在している。さらに、未成年といっても、4,5歳以下の未成年と12歳以上の未成年とではその発達特性に応じて異なった配慮をする必要がある。デジタル・リタラシーが高い子供の能力が大人を上回る場合、保護者のコントロールが及ばないところで、高額購入などが現実に行ってしまう。一人の消費者であっても状況によっては「弱い愚かな消費者」、「強く賢い消費者」という二つの消費者像を併せもっていること、十分に情報提供を受けたとしても、消費者は常に合理的に行動するとは限らない。このように、「生身の人間」としての消費者の特質を踏まえながら、「消費者と事業者の構造的格差に由来する消費者法の必要性」、消費者と事業者との間で行われる取引における「自由かつ公正な市場の確保」、「安全な市場の確保」といった様々な側面から消費者像の検討を含めた消費者の保護について考察する必要性が生じている

これらの重要項目について研究するにあたり、消費者契約法を中心とした消費者法各法についての検討を行うのはもちろんのことであるが、民法に関しても、公序良俗や信義則といった一般規定の柔軟な適用などを通じ、その役割の1つとして知識・情報・交渉力等の様々な格差が存在する場合においては、契約当事者間の格差への配慮や是正が唱われることなど、消費者法の基本的原則が民法に基本的概念として盛り込まれることが望ましいとの発想から考察する必要がある。

#### 4. 研究成果

センター長を務める同志社大学デジタル法制研究センター主催・ブリュッセル自由大学、パイロイト大学、慶応義塾大学、欧州司法裁判所、日本学術会議、消費者庁新未来創造戦略本部等と共催する研究会を計24回開催し、デジタル社会における法的課題について報告、検討した。

比較法学会、消費者法学会、法とコンピュータ学会、内閣府消費者委員会「消費者法制度のパラダイムシフトに関する専門調査会」、消費者庁新未来創造戦略本文等においても研究報告を行い、デジタル・コンテンツ、デジタル・サービスの供給契約、デジタル・プラットフォームの法的課題、デジタル社会における消費者の脆弱性、消費者法制の在り方に関する研究、ダークパターン法制に関する、EU法、アメリカ法を中心として比較法的研究等について報告を行った。

デジタル・コンテンツ、デジタル・サービスの供給契約については、2019年に採択されたデジタル・コンテンツ及びデジタル・サービスの供給契約の一定の側面に関する欧州議会及び理事会指令（デジタル・コンテンツ指令）、デジタル・コンテンツ指令と共に採択された物品の売買契約に関する欧州議会及び理事会指令（物品売買指令）、さらにデジタル・コンテンツを含む契約について規律するイギリスの2015年消費者権利法についての研究を中心に行った。これらの研究について「米国消費者契約法リステイメント草案とソフトウェア契約における約款に関する議論について」、「デジタル・コンテンツ及びデジタル・サービスの供給契約の一定の側面に関する欧州議会及び理事会指令について—契約適合性についての規定を中心に—」、消費者庁リサーチ・ディスカッション・ペーパー「デジタル社会における消費者法制の比較法研究」「デジタル・コンテンツ及びデジタル・サービスの供給契約の一定の側面に関する欧州議会及び理事会指令について—契約適合性についての規定を中心に—イギリス法、アメリカ法の展開も踏まえて」といった論文を公表した。また、日本学術会議・公開シンポジウム「『IT社会と法』における光と影—利用者・データ・アクセスに焦点を当てて—」において、「デジタル社会における取引—デジタル・コンテンツ契約—」についての報告を行った。デジタル・コンテンツ指令については、特に契約適合性についての規定について、同種のデジタル・コンテンツ又はデジタル・サービスが、通常使用される目的に適合しなければならないことを要求する客観的要件と契約で要求された説明に適合することを要求する主観的要件の区別に着目し、供給されるべき品質についての検討を行った。デジタル・コンテンツ指令提案におけるデジタル・コンテンツの品質については、主観的基準に重きを置いて判断がなされることとされていたが、デジタル・コンテンツ指令における適合性の判断においては、主観的要件と客観的要件の双方を満たさなければならないとされ、消費者が期待する契約適合性が確保される今後の運用が期待されることを明らかにした。アメリカ法における同様の規定については従前からUCC第2B編（ライセンス）草案、統一コンピュータ情報取引法（UCITA）、ALIソフトウェア契約法原則（Principles of the Law of Software Contracts）が存在しており、さらに、ソフトウェア契約をその適用対象として含む消費者契約法リステイメント草案（Restatement of the Law of Consumer Contracts）も作成されており、それらのルールとの相違についても検討を行った。また、オーストラリア、ニュージーランドにおける契約適合性を巡る法制度についても検討した。この結果、契約適合性の判断においては、主観的要件と客観的要件の双方が重視されるべきであり、比較法的にもそのような方向性が促進される傾向にあることが明らかとなり、今後の運用、動向が期待される。また、日本法において欠如している品質保証についての今後の法の整備についての示唆を行った。

デジタル・プラットフォームの法的課題については、アメリカ法におけるデジタル・プラットフォーム事業者の責任についてEU法、アメリカ法との比較において日本法の裁判例について検討する論文を公表し、オンライン取引における消費者保護のため、プラットフォーム事業者の責任についてより積極的な法制が必要とされることについて明らかにした。ダークパターン法制に関しては、EUの不正取引方法指令、デジタル・サービス法、一般データ保護規則、アメリカにおいては、FTC法、児童オンラインプライバシー保護法（COPPA）、カリフォルニア州アプライバシー法について検討し、特定商取引に関する法律、不当景品類及び不当表示防止法、消費者契約法等との関連において、今後の日本法に関する示唆を行った。

デジタル社会における消費者の脆弱性については、アメリカにおけるキャッシュレス規制と平等原則に関わる規定について法とコンピュータ学会で報告、論文を公表し、「デジタル社会における消費者の脆弱性：『デジタル脆弱性』に向けて」と題する報告を消費者法学会で行った。現金で購買をすることができない消費者、オンライン取引において、個人情報効率的に収集される結果、誰もが状況的に脆弱となりうる消費者についての研究を行い、デジタル社会における脆弱な消費者に関する法的課題を明確に提示し、今後の法制度に向けた示唆を行った。

消費者法制に関する研究として、比較法学会において「消費者法の現代化をめぐる比較法的検討—消費者の権利実現のための法システムの構築に向けて」と題するテーマのもと、「アメリカ消費者法：現代化の諸相」についての報告、論文を公表し、内閣府消費者委員会においても有識者として報告を行った。アメリカ法においては、ある法的課題の解決に向けて、コモン・ロー上の不法行為法・契約法と、不正または欺瞞的な行為または慣行に関し、独立して存在するFTC法、州法が実質的に相互に補完する役割を担っており、請求原因、請求主体、救済等においてそれぞれ異なったルールを有するコモン・ロー・州法・連邦法と、州裁判所・連邦裁判所といった多重な構造が消費者保護法制に影響を与えていることを明らかにした。異なった法制度ではあるが、FTCといった行政機関の役割のあり方も含め、今後の日本における消費者法制に示唆を与え得ることを指摘した。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計13件（うち査読付論文 2件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 2件）

1. 著者名 川和功子	4. 巻 なし
2. 論文標題 公開 デジタル・コンテンツ及びデジタル・サービスの供給契約の一定の側面に関する欧 州議会及び理事会指令について 契約適合性についての規定を中心に イギリス法、アメリカ法の展開も踏まえて	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 消費者庁リサーチ・ディスカッション・ペーパー 「デジタル社会における消費者法制の比較法研究」	6. 最初と最後の頁 44-63
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 川和功子	4. 巻 15
2. 論文標題 アメリカ消費者と現代化の諸相	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 消費者法研究	6. 最初と最後の頁 69-85
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 NORIKO KAWAWA	4. 巻 なし
2. 論文標題 Liability of Online Platforms in Japan, the US and the EU - First Case Against Amazon Japan G.K. Is the Current Legal System Enough to Protect Consumers from Unsafe Products Sold on Digital Platforms?	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 EUROPEAN JOURNAL OF CONSUMER LAW (60 years of Plaumann)	6. 最初と最後の頁 637-655
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 川和功子	4. 巻 84
2. 論文標題 アメリカ消費者法—アメリカ消費者法と現代化の諸相	5. 発行年 2024年
3. 雑誌名 比較法研究	6. 最初と最後の頁 114-119
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 川和功子	4. 巻 56
2. 論文標題 デジタル社会における消費者の脆弱性「デジタル脆弱性」に向けて	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 現代消費者法	6. 最初と最後の頁 5-14
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 川和功子	4. 巻 82
2. 論文標題 「デジタル・コンテンツ及びデジタル・サービスの供給契約における契約適合性について」比較法研究 (82) 174-182 (2021年12月)	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 比較法研究 (82) 174-182 (2021年12月)	6. 最初と最後の頁 174-182
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 川和功子	4. 巻 129
2. 論文標題 「契約適合性についてー比較法的見地からの示唆」	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 消費者法ニュース	6. 最初と最後の頁 171-173
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 川和功子	4. 巻 804
2. 論文標題 「消費者法を学ぶみなさんへ」	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 法学セミナー	6. 最初と最後の頁 14-20
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 川和功子, 尾形健	4. 巻 72
2. 論文標題 アメリカにおけるキャッシュレス規制と平等原則に関わる規定について - 現金払いを受け入れない小売店への規制	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 同志社法学	6. 最初と最後の頁 1-22
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 川和功子	4. 巻 8
2. 論文標題 アメリカにおけるデジタル・プラットフォーム事業者の責任について	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 消費者法研究	6. 最初と最後の頁 111-132
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 川和功子	4. 巻 89
2. 論文標題 デジタル・コンテンツ及びデジタル・サービス供給契約における契約適合性について-EU指令2019/770, 2019/771及びイギリス2015年消費者権利法	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 L&T (Law & Technology)	6. 最初と最後の頁 66-78
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 川和功子	4. 巻 409号
2. 論文標題 デジタル・コンテンツ及びデジタル・サービスの供給契約の一定の側面に関する 欧州議会及び理事会指令について 契約適合性についての規定を中心に	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 同志社法学	6. 最初と最後の頁 1807-1844
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 川和功子	4. 巻 70
2. 論文標題 米国消費者契約法リステイトメント草案と ソフトウェア契約における約款に関する 議論について	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 同志社法学	6. 最初と最後の頁 1 - 51
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計13件 (うち招待講演 2件 / うち国際学会 4件)

1. 発表者名 川和功子
2. 発表標題 アメリカ消費者法： 現代化の諸相「消費者法の現代化をめぐる比較法的検討 消費者の権利実現のための法システムの構築に向けて」
3. 学会等名 比較法学会
4. 発表年 2023年

1. 発表者名 川和功子
2. 発表標題 デジタル社会における取引 デジタル・コンテンツ契約
3. 学会等名 日本学術会議
4. 発表年 2023年

1. 発表者名 NORIKO KAWAWA
2. 発表標題 Comparative Law Research Methods for Consumer Legislation in a Digital Society
3. 学会等名 Comparative Law Research Method for Consumer Legislation in a Digital Society at Bayreuth (国際学会)
4. 発表年 2023年

1. 発表者名 川和 功子
2. 発表標題 アメリカ消費者法：現代化の諸相
3. 学会等名 内閣府 第2回 消費者法制度のパラダイムシフトに関する専門調査会（招待講演）
4. 発表年 2024年

1. 発表者名 NORIKO KAWAWA
2. 発表標題 Japanese Approach to Regulating Dark Patterns -Comparative Studies: E.U. Law and U.S. Law
3. 学会等名 社会の変容と消費者法 パラダイムシフトについて考える（於慶應義塾大学）イノベーションガバナンスと法理論研究会・同志社大学デジタル法制研究センター共催国際シンポジウム（国際学会）
4. 発表年 2024年

1. 発表者名 NORIKO KAWAWA
2. 発表標題 Regulating Dark Patterns in Japan, The Challenge of Protecting Consumers from Manipulative and Deceptive Practices Online
3. 学会等名 New challenges for Japan and the European Union (Universite libre de Bruxelles)（国際学会）
4. 発表年 2024年

1. 発表者名 NORIKO KAWAWA
2. 発表標題 Regulating Dark Patterns in Japan-Implication for Japanese law-
3. 学会等名 Seminar in Cooperation with the European Court of Justice and Doshisha Research Center for Comparative Consumer Law and Policy in the Digital Society（招待講演）（国際学会）
4. 発表年 2024年



1. 発表者名 川和功子
2. 発表標題 デジタル社会における消費者の脆弱性についてー 「デジタル脆弱性」に向けて
3. 学会等名 デジタル法制研究センター 第11回研究会
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 川和功子
2. 発表標題 デジタル社会における消費者の脆弱性 「デジタル脆弱性」に向けて 特集 デジタル社会における消費者法の課題
3. 学会等名 消費者法学会
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 Noriko Kawawa
2. 発表標題 Liability of Online Platforms in Japan - First Case Against Amazon Japan G.K. Is the Current Legal System Enough to Protect Consumers from Unsafe Products Sold on Digital Platforms?
3. 学会等名 Crossed Views on the Digital Service Marketplace in Japan and in Europe
4. 発表年 2023年

1. 発表者名 川和功子・松本恒雄・芦野訓和・馬場圭太
2. 発表標題 「EUと日本におけるデジタル・コンテンツ及びデジタル・サービス供給契約法制の比較と課題」
3. 学会等名 比較法学会
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 川和功子 尾形健
2. 発表標題 アメリカにおける キャッシュレス規制の動向 -現金払いを受け入れない小売店への規制
3. 学会等名 法とコンピュータ学会
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 川和 功子
2. 発表標題 米国消費者契約法リステイメント草案と ソフトウェア契約における約款に関する 議論について
3. 学会等名 ヨーロッパ消費者法研究会
4. 発表年 2019年

〔図書〕 計1件

1. 著者名 川和功子, 尾形健	4. 発行年 2022年
2. 出版社 第一法規	5. 総ページ数 8
3. 書名 「キャッシュレス難民(銀行口座、スマホ)」金子宏直(編)『弁護士が知りたいキャッシュレス決済の仕組み』(川和功子, 尾形健)117-124	

〔産業財産権〕

〔その他〕

<p>Crossed Views on the Digital Service Marketplace  <a href="https://www.iee-ulb.eu/en/events/conferences/crossed-views-on-the-digital-service-marketplace-in-japan-and-in-europe/">https://www.iee-ulb.eu/en/events/conferences/crossed-views-on-the-digital-service-marketplace-in-japan-and-in-europe/</a>          同志社大学 デジタル法制研究センター  <a href="https://www1.doshisha.ac.jp/~rc-clpds/index.html">https://www1.doshisha.ac.jp/~rc-clpds/index.html</a>          Doshisha Research Center in the Digital Society  <a href="https://www1.doshisha.ac.jp/~rc-clpds/index-e.html">https://www1.doshisha.ac.jp/~rc-clpds/index-e.html</a></p>
---

## 6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
研究 分 担 者	金子 宏直  (HIRONAO KANEKO)  (00293077)	東京工業大学・リベラルアーツ研究教育院・准教授    (12608)	

## 7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計6件

国際研究集会 Seminar in cooperation with the European Court of Justice and Doshisha Research Center for Comparative Consumer Law and Policy in the Digital Society	開催年 2024年～2024年
国際研究集会 New challenges for Japan and the European Union (Universite libre de Bruxelles)	開催年 2024年～2024年
国際研究集会 「社会の変容と消費者法 パラダイムシフトについて考える」(於慶應義塾大学)	開催年 2024年～2024年
国際研究集会 COMPARATIVE LAW RESEARCH METHODS FOR CONSUMER LEGISLATION IN A DIGITAL SOCIETY (University of Baureyth)	開催年 2023年～2023年
国際研究集会 日本学術会議・公開シンポジウム「『IT 社会と法』における光と影 - 利用者・データ・アクセスに焦点を当てて - 」	開催年 2023年～2023年
国際研究集会 Crossed Views on the Digital Service Marketplace in Japan and in Europe (Universite libre de Bruxelles)	開催年 2023年～2023年

## 8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関		
ルクセンブルク	欧州司法裁判所		